

瑞穂町の教育に関する大綱

令和 6 年 2 月
瑞 穂 町

瑞穂町の教育に関する大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図ることとされました。

また、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置し、将来の教育行政の方針である教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。瑞穂町では、平成28年3月に教育に関する大綱を策定し、第5次瑞穂町長期総合計画及び第2次瑞穂町教育基本計画の策定に伴い、令和3年2月に教育に関する大綱を策定しました。

その後、社会情勢の変化や時間的経過に伴う施策の進展もみられるため、大綱を改定することとしました。

ここに、第5次瑞穂町長期総合計画で謳う将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

の実現に向けて、瑞穂町の教育に関する大綱を改定し、各施策を推進してまいります。

令和6年2月

瑞穂町長 杉浦 裕之

瑞穂町の教育に関する大綱

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。瑞穂町では、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、教育基本計画を策定しています。子どもたちが心身ともに健康で知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として人間性豊かに成長することを目指し、以下3つの教育目標を掲げます。

- 1 互いの人格を尊重し 思いやりと規範意識のあるひと
- 1 社会の一員として 社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 1 自ら学び考え行動する 個性と創造力豊かなひと

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支えあうことができる生涯学習の実現を目指し、瑞穂町では、今後取り組む主要な施策を以下のとおり、5つの施策を掲げます。

- 1 特別支援教育のさらなる推進
- 1 地域学校協働本部事業の推進
- 1 体育館の新設に向けての調査・研究
- 1 読書活動のさらなる推進
- 1 教育施設の適切な維持管理

※ 5つの施策の記載は、教育委員会所管組織の順で記載しています。
また、5つの施策の概略を別添に記載します。

教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが、役割と責任を分担するとともに、情報を共有し、連携して取り組む認識に立ち、すべての町民が教育に参加することを目指します。

教育に関する大綱中5つの施策項目の概略

1 特別支援教育のさらなる推進

現在、特別支援教育を要する児童・生徒数が増加しており、一層、一人一人に応じた個別最適な学びを行うことが求められています。また、町内では令和6年度から自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設し、多様な児童・生徒への重層的な支援体制を整えます。障がいの有無に関わらず、誰一人取り残さないように特別支援教育を一層推進していきます。

1 地域学校協働本部事業の推進

令和5年度、瑞穂中学校をコミュニティスクールモデル校として指定しました。これからの予測困難な時代を生き抜くために必要な力を子どもたちに育成するには、学校内だけではなく、地域と協働していくことが必要です。地域学校協働本部事業の充実・発展を図りながら、コミュニティスクールモデル校の取組を検証し、全校のコミュニティスクール導入に向けて、積極的に推進していきます。

1 体育館の新設に向けての調査・研究

多摩都市モノレールの新駅周辺におけるまちづくりの進捗と並行し、関係各課等と連携を図り、新たな機能を備えた地域体育施設の新設について、調査・研究を進めます。

また、既存の中央体育館の適正な維持管理に努めます。

1 読書活動のさらなる推進

図書館主催の「調べる学習コンクール」は年々充実しており、子どもから大人までが参加し、全国コンクールでも優秀な成績を収めています。また、学校教育の場でも放課後活動の「学びのテーマパーク」の中で「ノートまとめ」活動を活発に行い、いずれも本を読み、本を使った調べる学習を進めています。生涯にわたる読書により課題解決力を育み、人生をより深く生きる力を身に着けるため、図書館を中心にさらなる読書活動の推進を図ります。

1 教育施設の適切な維持管理

小・中学校、町営プールや耕心館などの町の教育施設は、建築後、

相当な年数が経過しています。特に小・中学校のすべてが築45年を超えていますので、令和3年に策定した「瑞穂町学校施設長寿命化計画」に基づき校舎等の長寿命化及び的確な維持管理を進めていきます。

また、学校を除く教育施設については、町と共に個別施設計画を整備し、適切な運営及び維持管理を進め町民のニーズに応えるとともに、安全・安心かつ快適な施設環境を整備します。

将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち ~“そうぞう”しよう 未来にずっとほこれるみずほ~

長期総合計画

基本構想

基本計画

基本目標1 誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

基本目標2 子どもたちがのびのびと育つまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○学校教育に関すること

基本目標3 生きる力と豊かなところをはぐくむまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○社会教育に関すること

基本目標4 つながりと活力あふれささえ合うまち

基本目標5 環境にやさしい安全・安心なまち

基本目標6 自然潤う便利で快適に暮らせるまち

基本目標7 総合計画の実現に向けて

総合教育会議

教育基本計画教育目標

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

- 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成
- 2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長
- 3 安全な学校と信頼される教育の確立
- 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

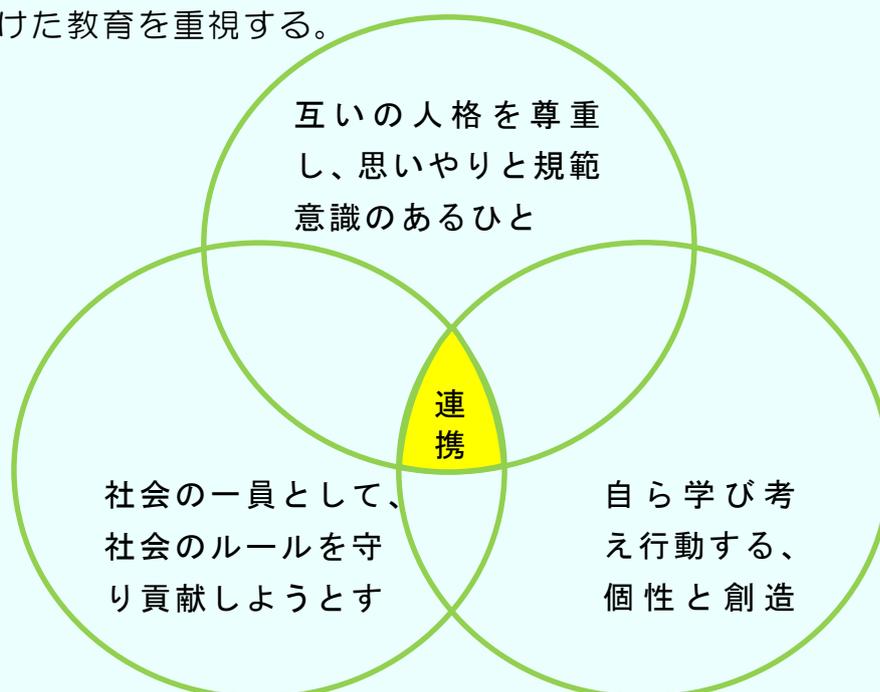
瑞穂町教育委員会 教育目標と基本方針

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進します。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「すみだいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうそう”しよう みらいにずっとほこれるみず

ほ～」(第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像/計画期間:令和3年度～令和12年度)の実現に向けて、積極的に教育行政を推進します。

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進します。

